

【広報資料】

令和4年の「在留資格取消件数」について

令和4年の在留資格取消件数について

在留資格取消制度は、我が国に在留する外国人が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第22条の4第1項各号に定める取消事由に該当する疑いがある場合に、意見聴取の手續（同条第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

令和4年に在留資格を取り消した件数、出国による終止件数及び具体例は次のとおりである。

1 在留資格取消件数

令和4年の在留資格取消件数は1,125件であり、令和3年の800件と比べると40.6%の増加となった。

令和4年の在留資格取消件数について、在留資格別にみると、「技能実習」が901件（80.1%）と最も多く、次いで、「留学」が163件（14.5%）、「技術・人文知識・国際業務」が23件（2%）となっている。

国籍・地域別にみると、ベトナムが804件（71.5%）と最も多く、次いで、中国（注1）が146件（13%）、カンボジアが53件（4.7%）となっている。

なお、取消事由別にみると、第6号が917件（81.5%）と最も多く、次いで、第5号が161件（14.3%）、第2号が28件（2.5%）となっている。

（表1）在留資格別 在留資格取消件数の推移（平成30年～令和4年）

	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公用	—	—	—	1	—
宗教	—	—	2	—	—
経営・管理	8	21	8	5	1
技術・人文知識・国際業務	69	51	29	11	23
企業内転勤	3	2	1	—	1
技能	14	4	6	6	4
特定技能1号	—	—	4	2	7
技能実習1号イ	—	—	—	1	—
技能実習1号ロ	25	60	117	54	8
技能実習2号イ	—	2	—	3	1
技能実習2号ロ	127	272	427	517	847
技能実習3号イ	—	—	—	—	1
技能実習3号ロ	1	2	17	10	44
短期滞在	10	22	—	—	1
留学	412	427	524	157	163
家族滞在	40	39	25	4	2
特定活動	2	3	5	2	2
永住者	25	9	3	8	2
日本人の配偶者等	80	51	28	18	14
永住者の配偶者等	7	17	10	1	3
定住者	9	11	4	—	1
計	832	993	1210	800	1125

(表2) 国籍・地域別の在留資格取消しを行った在留資格(令和4年)

	経営・管理	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	技能	特定技能1号	技能実習1号	技能実習2号イ	技能実習2号ロ	技能実習3号イ	技能実習3号ロ	短期滞在	留学	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	計
ベトナム		7			2	6	1	656	1	31		93		2		2	3		804
中国(注1)		10	1	2	3	1		102		6		15	1		2	3			146
カンボジア						1		46		6									53
ネパール		3		2				1				41				1			48
インドネシア		1			1			16				3				1			22
スリランカ	1	1						3				7							12
タイ					1			9		1						1			12
その他		1						14			1	4	1			6		1	28
計	1	23	1	4	7	8	1	847	1	44	1	163	2	2	2	14	3	1	1125

(表3) 取消事由別の在留資格取消しを行った在留資格(令和4年)

	経営・管理	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	技能	特定技能1号	技能実習1号	技能実習2号イ	技能実習2号ロ	技能実習3号イ	技能実習3号ロ	短期滞在	留学	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	計
第1号	1	3													2			1	7
第2号		10		2	1							1				11	3		28
第3号		6		2							1								9
第5号		1			2	3		60		2		92		1					161
第6号		3	1		4	5	1	787	1	42		70	2	1					917
第7号																3			3
計	1	23	1	4	7	8	1	847	1	44	1	163	2	2	2	14	3	1	1125

(表4) 在留資格取消しにおける取消事由適用件数の推移(平成30年~令和4年)(注2)

	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1号	25	43	12	3	7
第2号	100	91	68	36	28
旧第3号(注3)	22	10	2	2	—
第3号	47	20	6	7	9
第4号	—	—	—	—	—
第5号	218	377	616	253	161
第6号	393	431	493	496	917
第7号	29	22	13	3	3
第8号	—	—	—	—	—
第9号	9	1	—	—	—
第10号	2	—	—	—	—
計	845	995	1210	800	1125

- (注1) 中国には、台湾、中国（香港）及び中国（その他）は含まない。
 (注2) 出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項各号の複数に該当して取り消したものを含め、該当する各号に件数を計上しているため、在留資格取消件数とは一致しない場合がある。
 (注3) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）により旧第2号及び旧第3号が現行の第2号に統合されたが、平成29年1月1日より前に受けた上陸許可等については、旧第3号の適用がある。

2 出国による終止件数

在留資格取消手続を開始した（注4）が、手続中に対象者が出国したため取消処分に至らず、令和4年に終止処分とした件数は、432件（うち、意見聴取通知書の送達完了後に出国したものは77件）であった。

（表5）出国による終止件数の推移（平成30年～令和4年）

	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
意見聴取通知書送達未了	323	434	229	171	355
意見聴取通知書送達完了	123	188	102	32	77
計	446	622	331	203	432

（注4）取消事由に該当する疑いがある者がいる場合、地方出入国在留管理局長が在留資格取消手続の開始の可否を決定し、同手続を開始する場合は在留資格取消台帳に登載する。この時点をもって、在留資格取消手続の件数として計上している。

3 具体例

令和4年に在留資格を取り消したものの具体例は次のとおりである。

○ 入管法第22条の4第1項第1号

上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと

【事例】

- 過去に退去強制されたことから上陸拒否事由に該当していたものの、退去強制歴を秘匿するなどして上陸拒否事由に該当しない旨偽って上陸許可を受けた。

○ 入管法第22条の4第1項第2号

第1号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたこと

【事例】

- 在留資格「日本人の配偶者等」を得るため、日本人との婚姻を偽装し、日本人配偶者との婚姻実態があるかのように装う内容虚偽の在留期間更新許可申請書を提出して同許可を受けた。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」を得るため、実際の学歴とは異なる学歴を記載した内容虚偽の在留資格変更許可申請書を提出して同許可を受けた。

○ 入管法第22条の4第1項第3号

第1号及び第2号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により、上陸許可等を受けたこと

【事例】

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留期間更新許可に際し、実際の雇用先と異なる記載がされた在留期間更新許可申請書を提出して同許可を受けた。
- 在留資格「技能」に係る在留期間更新許可に際し、稼働実態のない雇用先が記載された在留期間更新許可申請書を提出して同許可を受けた。

○ **入管法第22条の4第1項第5号**

入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること

【事例】

- ・ 在留資格「留学」をもって在留する者が、学校を除籍された後、当該在留資格に応じた活動を行うことなくアルバイトを行って在留していた。
- ・ 在留資格「技能実習」をもって在留する者が、実習先から失踪し、当該在留資格に応じた活動を行うことなく他の会社で稼働して在留していた。

○ **入管法第22条の4第1項第6号**

入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を3月（高度専門職は6月）以上行わないで在留していること

【事例】

- ・ 在留資格「技能実習」をもって在留する者が、実習先から失踪し、当該在留資格に応じた活動を行うことなく3か月以上本邦に在留していた。
- ・ 在留資格「留学」をもって在留する者が、学校を除籍された後、当該在留資格に応じた活動を行うことなく3か月以上本邦に在留していた。

○ **入管法第22条の4第1項第7号**

「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を6月以上行わないで在留していること

【事例】

- ・ 在留資格「日本人の配偶者等」をもって在留している者が、日本人配偶者と離婚した後も引き続き、6か月以上本邦に在留していた。

【参考】出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）

（在留資格の取消し）

第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一條の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九條第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
- 四 偽りその他不正の手段により、第五十條第一項又は第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。
- 五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。
- 六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七條の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十條第一項若しくは第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 九 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

- 2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。
- 3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
- 4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
- 5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。
- 6 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。
- 7 法務大臣は、第一項（第一号及び第二号を除く。）の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。ただし、同項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。
- 8 法務大臣は、前項本文の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。
- 9 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。